

本報酬改定検討チームヒアリングにおける 本会の要望内容と改定内容の対照表 ①

【資料7】

◎：要望どおり，○：ほぼ要望どおり，△：一部対応，×：対応なし (R6.10 更新)

	報酬改定ヒアリングにおける協会の要望事項	評価	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の反映内容
基本報酬	物価上昇率や人事院勧告等が毎年連動する仕組みとする	×	対応なし
処遇改善	更なる処遇改善	○	2.5%のベースアップを可能とする加算単位の引き上げ→調査結果ではベア1.66%
処遇改善	仕組みの簡素化	◎	3つの加算の統合・整理
処遇改善	法人裁量の拡大	△	柔軟な配分が可能とされた
加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)と(Ⅲ)の併給	○	要望どおり(ただし、生活介護のみ)
加算	地域特有の経費に対応した加算の創設(暖房・除雪・降灰等)	×	対応なし
業務効率化	ICT機器の導入・活用によるサービス向上・業務の効率化	◎	様式の簡素化/テレワーク/見守り機器の導入による夜勤配置の緩和等
食事関係	食事提供体制加算の恒久化	△	新たな要件を加えた上での経過措置の継続【通所】
食事関係	食事に関する特別な支援や専門的支援を要する場合の評価	△	栄養評価に含まれるところもあるが更なる評価はなし
補足給付	物価上昇を反映した額にする	○	54,000円から55,500円に1,500円アップ【入所】
送迎加算	送迎加算の拡充	△	人員面での評価はないが、施設入所者の送迎が可能に
その他	アウトリーチ型スーパーバイズの評価	○	広域的支援人材による「集中的支援加算」の創設

本報酬改定検討チームヒアリングにおける 本会の要望内容と改定内容の対照表 ②

◎：要望どおり，○：ほぼ要望どおり，△：一部対応，×：対応なし (R6.10 更新)

	報酬改定ヒアリングにおける協会の要望事項	評価	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の反映内容
強度行動障害	行動関連項目の点数が高い人（15点以上）の更なる評価	○	行動関連項目18点以上の評価。ただし、研修受講が必須のため、当面は対象事業所は少ない
強度行動障害	現行の強度行動障害者支援加算で評価できない者の評価	×	対応なし
医療	入通院の際の支援の実績に応じた評価	◎	障害者支援施設への「通院支援加算」の新設
医療	障害者支援施設における外部の医療サービスの利用（訪問診療等）	△	末期がん患者に限り訪問診療を可能に〔診療報酬改定対応〕→全体適用にはならず
相談支援	基本報酬の抜本的な見直し	△	機能強化型のみ算定要件の緩和と基本報酬の増額
施設入所	日中と夜間の支援の整理と評価の明確化	×	対応なし
施設入所	土日の報酬上の評価	×	対応なし
施設入所	夜間職員配置数に応じた評価	△	見守り機器の導入による夜勤職員配置要件の緩和 夜間の看護職員の配置人数に応じた評価の導入
施設入所	地域移行加算の拡充	◎	地域移行支援体制加算の新設 地域移行の動機づけ支援の評価の新設
施設入所	他の日中サービス事業所の利用の促進	○	外部の日中活動サービスの利用意向確認が義務付けられたが、報酬上の評価はなし
GH	日中サービス支援型を介護サービス包括型へ統合し制度を整理	×	対応なし
GH	日中サービス支援型において本人の意思に反した日中支援が提供されない仕組み	△	外部の目（地域連携推進会議や第三者評価含む）を定期的に入れることは義務付けたが、本人の意思確認をする新たな仕組みはなし
居宅介護	移動支援の地域格差の解消	×	対応なし

本報酬改定検討チームヒアリングにおける 本会の要望内容と改定内容の対照表 ③

◎：要望どおり，○：ほぼ要望どおり，△：一部対応，×：対応なし (R6.10 更新)

	報酬改定ヒアリングにおける協会の要望事項	評価	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の反映内容
居宅介護	他事業所とのサービス管理責任者の兼務	△	サビ管ではなく管理者の兼務の範囲の拡大
生活介護	人員配置体制加算に1.5対1等の上位区分の創設	◎	要望どおり
生活介護	延長支援の要件の緩和・拡充	○	サービス提供時間9時間以上の延長支援を拡充
生活介護	自宅等での入浴が困難な方への入浴支援の評価	◎	入浴支援加算の創設
就労継続	A型の評価項目の再設定	△	メリハリがついたことは○
就労継続	B型の多軸評価の導入	×	対応なし
就労継続	B型への5対1の人員配置の導入	◎	6対1(目標工賃達成指導員と合わせて5対1)の創設
就労定着	支援対象者の拡大	×	対応なし
障害児通所	児童発達支援センターへの専門職の配置	○	専門的支援体制加算と専門的支援実施加算の新設
障害児通所	児童発達支援センターが中核的支援を担うことの報酬上の評価	◎	中核機能強化加算の新設【センター】
障害児入所	他の社会的養護施策と同様の基準とする	△	小規模グループケア加算の増額